聞いて印象的だったの

うなイメージが思い浮か

られている。菅家さんは

で構わない」と菅家さん

ぶ。しかし再生された足

判決の決め手となったのが、自白調書だ。

示が言い渡された。精度の低いDNA鑑定とともに有罪

なっ

しかし、

足利事件の再審公判で二十六日、

菅家利和さん(矢記)に無

べの実態は、 た。

公判で再生された録音テー

これは出来上がった調書の文面からは公判で再生された録音テープで明らかに

に菅家さんが、検事によって再び

『自白』させられた取り

は

(出田阿生

無罪判決後、両手を広げ弁 護団と一緒に宇都宮地裁を

問題はより深刻だ」

部)

### 利

だった」。足利事件の取

取り調べの穏やかさ

利事件のテープでは、 事は終始穏やかな口調

検

じわと精神的に追い詰め 懸命に否認したが、じわ

られ、ウソの自白をさせ

当のことを知りたい」と が犯行を否認すると「本 に言うが、いざ菅家さん

た菅家さんは、沈黙し、

めてオーソドックスな取 する研究チームの り調べ記録を分析・解明 脅迫も暴力もないのにウ り調べ』と言うように、 「検察が『極 一員 談をしたり、

そこかしこに

の自白調書が作られ ている。 やかだが、 高木教授は

セージを書いた紙を警察 た。冤罪事件での自白強 録音テープが再生され に検事が菅家さんを調べ 一審公判では、起訴後 一九九二年十二月の 録音テープの内容(-

なんで僕の目を見て言わないの、そう いうこと。さっきから君は僕の目を

(沈黙・約10秒。涙ぐんでいるような声)

(沈黙・約18秒。その後涙声で)ごめん

(沈黙・約4秒。すすり泣くような声)

勘弁してください。勘弁してくださいよお

(泣き声を出しながら)勘弁してくださいよお

(泣きながら約3秒沈黙。その後涙声で)

それは言う。言うけどね、ウソをつけって

で、僕に、僕はね、別にウソついたから

すいません。(鼻をすする音)

いうことじゃないんだよ僕は

怒るとか、そういうことじゃ…

はい。(鼻をすする音)

出る菅家利和さん=26日

も見てないよ?

なさい、すいません

(涙声で)ごめんなさい。

ウソだったの?

そうだね?

鹿児島・志布志事件のよ

言葉遣いも丁寧。 見 雑 穏 当のことを知りたい」 られた」と指摘する。 たとえば、検事は ح の考える「本当のこと」 でないからだ。 切聞き入れない。

る。「やっていなければ、 いう言葉を連発してい ていないということ i

せもの。 いの?」という言葉もく 「なんで僕の目を見な 目を見

新たな説明をしているの やがて、すすり泣く。 がいったん自白を翻して テープでは、菅家さん それを検事が検証

#### る証拠と、勝手に考えて いるからだ。こう言われ ないのはウソをついてい 穏やかに「心理的

は。自分の考えと合致し ない情報を無視する傾向 んが犯人と確信したので いる。その時点で菅家さ できたことにこだわって が死体の遺棄場所を説明 たのだろう た現場検証で菅家さん 検事は、自ら立ち会

あるかのように説明 て、菅家さんから反論の に使い、有罪の決定打で か、客観的証拠を不適切

機会を奪っていた。

検事「DNA鑑定で君

すぎて、真実にたどりつ 破る寸前まで来ているの けなかった」と分析する。 授は「せっかく冤罪を見 あちこちにある。高木教 別人の可能性がある事実 での「DNA型の一致」 はなく、精度の低い鑑定 だ」と感じている発言が を伝えていない。これで に、有罪の思い込みが強 は、言い返すのは難しい と一致する精液がある 一管家さんの説明は テープには、検事 事実は「精液の一致」で いると思ってんの? 検事「違うって、君と 菅家さん「違います

# べの基本が崩れていた。 との関係を良くするため 打ち砕く。さらに取調官 孤立無援の被疑者の心を

## 1991年12月、女児が殺害された現場付 近で現場検証に立ち会う菅家利和さん 毎=栃木県足利市の渡良瀬川河川敷で

# このように菅家さんの学者の立場からすると、 記憶がところどころ欠け る方が自然で、理路整然 れぬ

だった。こうした言葉は ゃないか」といった言葉 たのが「人格攻撃」。 言い分を封じ込めた上 で、最後の一押しとなっ ウソつき」「ずるいじ 罪事件に携わってきた奈 可能性が高まる としている方が作り話で 甲山事件など数々の冤

ずに、十分言わせたうえ 者にもたらすという。 いう倒錯した状況を被疑 に虚偽の自白をする一と 被疑者の言い分を遮ら めてしまっている」と指 も裁判官も証拠として認 書の危険性が意識されな いまま、検察官も弁護工

**反証する―という取り調** で、客観的証拠や論理で 摘する。 自白調書は

「私がやり

では絶対に分からない。 題点は、調書を見ただけ 証拠に使うこと自体、全 否認事件では自白調書を み立てたストーリーを木 人が語る形で書くわけだ けではなく、捜査側が組 分をそのまま記録するわ 高木教授は「こうした問

で書かれる。本人の言い ました」といった一人称

く意味がない」と断言す 「日本の裁判所は調書 が、いかにも本人が自白

れるが、それは民間信仰 が詳細であるほど信用さ みたいな思い込み。心理 中心に行われてきたが、 裁判員制度が導入されて いう落とし穴がある。 したかのようにみえると 日本の裁判は、

ころか、さらにおかしな 調書偏重が変わらないど きた、五十嵐二葉弁護士 問題に長年、 摘するのは、供述調書の ことになっている」と指

文章にすぎないという調 の主観に沿って作られた 良女子大の浜田寿美男教 200 C

授 (心理学) も

分 おかしい」 の方を重く扱うなんて、 で証人に質問をするかと に、書類でしかない調書 み上げ、その後で証人に 思っていたところ、ま して出廷。検察官は法廷 す、その証人の調書を読 一目の前に証人がいるの 補充質問」をした。

調書を、裁判官が持ち帰 聞いて分かる」という裁 来の裁判方式から「見て って読み込む一という従 検察官が出した膨大な

> れた取り調べを全面的に であれば、調書が作成さ

どうしても証拠にするの

して使うべきではない。

判に変えるというのが裁

判員裁判の導入目的のひ

利事件の教訓だ」

ればならない。それが足 検証できるようにしなけ 録画・録音して、後から 察官の意見書と同じ」と 約した調書は、 見が入るのに、それを要 察官が作成する時点で偏 目で、調書は要約された の負担を減らすという名 とつ。ところが、裁判員 通だけになった。 もはや検

裁判員裁判を傍聴して、 事件で目撃者らが証人と 衝撃を受けた。ある殺人 五十嵐弁護士は昨年九 福島地裁郡山支部の 取り組んで と話す。 として使う国は主要国の すり替えられた。裁判員 げる『調書朗読主義』に 裁判員裁判では要約され ら判断するというのが本 五十嵐弁護士は話す 中で日本だけ。異様だ は朗読内容を真実だと思 来の口頭主義。ところが、 表情や声、話し方などか た調書を検察官が読み上 したやり方で調書を証拠 ってしまう恐れがある 五十嵐弁護士は「こう 本人に話をさせて、 「調書を証拠と